

## 蒲郡市環境整備事業補助金交付要綱

### ( 趣 旨 )

第1条 この要綱は、墓地の公衆衛生、その他公共の福祉の見地から周辺住民の生活環境を阻害するおそれがある場合、その防除に必要な事業に要する事業費について交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象となる墓地)

第2条 補助対象となる墓地とは、市有地で地区等が管理する墓地で、次の各号の要件を備えるものとする。

- (1) 墓地として愛知県知事の許可を受けた区域内であること。
- (2) 墓地管理者の本籍、住所及び氏名等を蒲郡市長に届出ていること。
- (3) 蒲郡市長との間において墓地の維持管理に係る覚書を締結していること。

### (補助対象事業費及び補助率)

第3条 補助の対象となる事業費は、前条の墓地で環境保全及び用地の保全に必要な経費（墳墓の移転、修復に要する経費を除く。）とし、その額及び補助率は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業費の額 30万円以上、ただし300万円を超える場合は300万円とする。
- (2) 補 助 率 補助対象事業費の額の100分の45以内  
(1,000円未満の端数は切り捨てる。)

### ( 交 付 )

第4条 補助金の交付は、補助金の額が確定した後に行うものとする。

補助対象者が補助金額100万円以上の場合で補助金の前払いを申し出たときは、補助金額の2分の1までを補助事業完了前に支払うことができる。ただし、10万円未満の端数を切り捨てて支払うものとする。

### ( 委 任 )

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、昭和54年10月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。